



第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件



令和 7 年 1 月 9 日
総務部

第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件

記者会見資料

令和 7 年 1 月 9 日
総 務 部

区 分	件 数	内 訳
議 案	2 件	・ 補正予算 1 件 ・ 条例案件 1 件
合 計	2 件	

第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件

記者会見資料

令和 7 年 1 月 9 日
総 務 部

議 案

1	令和 6 年度苫小牧市一般会計補正予算（第 7 回）について	財政部
(地方自治法第 218 条)		

第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件

記者会見資料

令和 7 年 1 月 9 日
総 務 部

議 案

2

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

総務部

国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員に支給する期末手当を引き上げるとともに、一般職の職員の給料月額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の引上げを行う等のため、関係規定を整備する。

・ 改正内容

(1) 特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ

(単位：月)

	6 月	12 月
現行	2.25	2.25
ア 令和 6 年 12 月支給割合の引上げ	2.25	2.35
イ 令和 7 年度以降の支給割合の配分変更	2.30	2.30

第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件

記者会見資料

令和 7 年 1 月 9 日
総 務 部

(2) 一般職の職員の給料月額の改定

行政職、医療職、医療看護職及び特定任期付職員給料表の改定

(3) 一般職の職員の期末手当の支給割合の引上げ

(単位：月)

	定年前再任用短時間勤務職員及び 会計年度任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員及び 会計年度任用職員	
	6 月	12 月	6 月	12 月
現行	1.45	1.45	0.6875	0.6875
ア 令和 6 年 12 月支給割合の引上げ	1.45	1.5	0.6875	0.7125
イ 令和 7 年度以降の支給割合の配分変更	1.475	1.475	0.7	0.7

(4) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げ

(単位：月)

	定年前再任用短時間勤務職員 以 外 の 職 員		定年前再任用短時間勤務職員	
	6 月	12 月	6 月	12 月
現行	0.8	0.8	0.4875	0.4875
ア 令和 6 年 12 月支給割合の引上げ	0.8	0.85	0.4875	0.5125
イ 令和 7 年度以降の支給割合の配分変更	0.825	0.825	0.5	0.5

第 1 1 回市議会臨時会（1 月）提出予定案件

記者会見資料

令和 7 年 1 月 9 日
総 務 部

(5) 寒冷地手当の支給月額の上上げ

区分	現行	改定後
世帯主扶養あり	22,540 円	25,100 円
世帯主扶養なし	12,860 円	14,300 円
その他	8,600 円	9,600 円

(6) 扶養手当の見直し

扶養親族	現行	令和 7 年度から	令和 8 年度から
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子（1 人当たり）	10,000 円	11,500 円	13,000 円

(7) 地域手当の見直し

区分	現行	令和 7 年度から	令和 8 年度から
札幌市	3%	3%	4%

(8) 通勤手当の上限額の見直し

区分	現行	令和 7 年度から
通勤手当上限額	55,000 円（在来線分） + 20,000 円（特急料金 1/2 相当分）	150,000 円（在来線+特急料金）

(9) 管理職特別勤務手当の見直し

区分	現行	令和 7 年度から
時間帯（平日深夜）	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時
対象職員	管理職のみ	管理職 特定任期付職員

(10) 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給対象手当の拡大
住居手当及び寒冷地手当を令和 7 年度から新たに支給

(11) 特定任期付職員の手当の再編
業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給

・改正条例

- (1) 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例
- (2) 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例
- (3) 苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

・施 行 日 公布の日（改正内容(1)イ、(3)イ、(4)イ及び(6)から(11)までは令和 7 年 4 月 1 日）